2021　　年　3月　31日

保護者の皆様へ

施設長

令和２年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第１４条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された１人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和２年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（１人あたり）　（給付対象期間　令和２年４月～令和３年３月）

認定区分		年齢区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	202,800	251,310	250,350	250,350	250,350	250,350	250,350	250,350	250,350	250,350	249,570	258,120
		3歳児	202,800	201,690	200,730	200,730	200,730	200,730	200,730	200,730	200,730	200,730	200,150	208,700
		4歳以上児	186,390	185,280	184,320	184,320	184,320	184,320	184,320	184,320	184,320	184,320	183,820	192,370
保育認定子ども（2･3号認定子ども）	標準時間	0歳児	216,290	216,290	216,290	216,250	216,100	216,050	216,010	215,970	215,970	215,920	212,980	228,080
	短時間		208,320	208,320	208,320	208,280	208,130	208,080	208,040	208,000	208,000	207,950	205,100	220,200
	標準時間	1･2歳児	135,200	135,200	135,200	135,160	135,010	134,960	134,920	134,880	134,880	134,830	133,030	148,130
	短時間		127,230	127,230	127,230	127,190	127,040	126,990	126,950	126,910	126,910	126,860	125,150	140,250
	標準時間	3歳児	94,570	94,570	94,570	94,530	94,380	94,330	94,290	94,250	94,250	94,200	93,290	108,390
	短時間		86,790	86,790	86,790	86,750	86,600	86,550	86,510	86,470	86,470	86,420	85,410	100,510
	標準時間	4歳以上児	78,670	78,670	78,670	78,630	78,480	78,430	78,390	78,350	78,350	78,300	77,570	92,670
	短時間		70,890	70,890	70,890	70,850	70,700	70,650	70,610	70,570	70,570	70,520	69,690	84,790

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
1号認定子ども	4,500	4,050	4,500	4,500	4,270	4,500	4,500	4,270	3,820	4,270	4,050	4,500
2号認定子ども	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500